

京都市訓令甲第 22 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 3 条 第 2 項 の 表 中

「

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|---|
| 元離宮二条城事務所に属する職員 (所長を除く。) | 元 離 宮 二 条 城 事 務 所 次 長 | を |
|-----------------------------|-----------------------|---|

」

「

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 元離宮二条城事務所に属する職員 (所長及び副所長を除く。) | 元 離 宮 二 条 城 事 務 所 総 務 課 長 | に改 |
| 子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長及び子育て支援総合センターこどもみらい館に置く課の課長 | 子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長 | |
| 子育て支援総合センターこどもみらい館に置く課に属する職員(子育て支援総合センターこどもみらい館に置く課の課長を除く。) | 子育て支援総合センターこどもみらい館に置く課の課長 | |
| 桃陽病院に属する職員 | 桃 陽 病 院 副 院 長 | |

」

める。

別表環境政策局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中

「

| | | | | |
|----------------------------------|---|-------------|--|---|
| 職員の送迎 自動車の運 転業務に従 事する職員 | 交替に 午前 7 時から午 後 3 時 45 分ま で 午前 8 時 30 分 | 一般職員に同 じ | 日曜日及び 土曜日(1 2月18日 から翌年の 1月14日 までの期間 にあって | を |
|----------------------------------|---|-------------|--|---|

」

| | | | |
|--------|---|--|--|
| | から午後 5 時 15 分まで 午前 10 時 15 分から午後 7 時まで | | は、4 週間を通じて 8 日) 並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで |
| その他の職員 | 一般職員に同じ | | |

「

| | | | |
|--------|---------|---------|--|
| その他の職員 | 一般職員に同じ | 一般職員に同じ | 日曜日及び土曜日 (1 月 18 日から翌年の 1 月 14 日までの期間にあっては、4 週間を通じて 8 日) 並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで |
|--------|---------|---------|--|

に改め、同項埋

」

立事業管理事務所の目中「及び土曜日」を「、土曜日」に改め、「(12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日)」を削り、「同月3日まで」の右に「及び12月29日から同月31日まで」を加える。

別表文化市民局の款を次のように改める。

| | | | | | | |
|------|------|-----|-----|---------|---------|---------------|
| 文化市民 | 文化芸術 | 美術館 | 全 員 | 一般職員に同じ | 一般職員に同じ | 4 週間を通じて 8 日並 |
|------|------|-----|-----|---------|---------|---------------|

| | | | | | | |
|---|-------------------|----------------|---------|---------|---|------------------------------|
| 局 | 都 市 推 進 室 | | | | | びに1月1日、同月2日及び12月29日から同月31日まで |
| | 動物園 | 全 員 | 一般職員に同じ | 一般職員に同じ | 4週間を通じて8日 | |
| | 元離宮 二条城 事務所 | 全 員 | 一般職員に同じ | 一般職員に同じ | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで | |
| | 歴史資料館 | 全 員 | 一般職員に同じ | 一般職員に同じ | 4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで | |
| | 地 域 自 治 | 地下鉄四条 駅証明書発 | 交替に | 一般職員に同じ | 4週間を通じて8日、 | |

| | | | | |
|--|----------|--|---|--|
| | 推 進 室 | 行コーナー ，地下鉄竹 田駅証明書 発行コーナ ー，地下鉄 山科駅証明 書発行コー ナー，地下 鉄北大路駅 証明書発行 コーナー及 び阪急桂駅 証明書発行 コーナーに 勤務する職 員 | 午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分まで 午前 1 0 時 3 0 分から午後 7 時 1 5 分まで | 祝日法によ る休日並び に 1 月 2 日，同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日か ら同月 3 1 日まで |
|--|----------|--|---|--|

別表保健福祉局の款子育て支援部の項を削り，同款保健衛生推進室の項中「保健衛生推進室」を「医療衛生推進室」に改め，同項桃陽病院の目を削り，同項動物愛護センターの目中「全員」を「薬剤師，獣医師及び衛生指導員」に改め，「8日」の右に「並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」を加え，同款の次に次の1款を加える。

| | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------|--|-----|--|------------------|---|
| 子 ども 若 者 は ぐく み局 | 子 ども 若 者 未 来 部 | 子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー こ ど も み ら い 館 | 全 員 | 交 替 に 午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分まで 午前 8 時 4 5 分 から午後 5 時 3 | 一 般 職 員 に 同 じ | 4 週 間 を 通 じ て 8 日 並 び に 1 月 1 日 から 同 月 3 日 まで 及 び 1 2 月 2 9 日 から 同 月 3 1 日 ま |
|------------------------------|-------------------------|--|-----|--|------------------|---|

| | | | | |
|----------|--|---|--|---------------|
| | | 0分まで | | で |
| | | 午前11時15分 から午後8時 まで | | |
| | | 正午から午後8 時45分まで | | |
| | | 午後0時45分 から午後9時3 0分まで | | |
| 児童福祉センター | 児童相談所 相談課の保 育士及び福 祉施設指導 員（一時保 護業務に従 事する職員 に限る。） | 交替に 午前8時30分 から午後5時1 5分まで 午前11時30 分から午後8時 15分まで 午後0時30分 から午後9時1 5分まで 午後1時30分 から翌日の午前 9時30分まで | 1時間。ただ し、午前9時 30分までの 勤務について は、4時間3 0分 | 4週間を通 じて8日 |

| | | | | | |
|--------|------|-----------------|--|---------|-----------------|
| | 桃陽病院 | 看護師 | <p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>正午から午後8時45分まで</p> <p>午後4時30分から翌日の午前1時15分まで</p> <p>午前0時30分から午前9時15分まで</p> | 一般職員に同じ | 4週間を通じて8日 |
| | | 栄養士 | <p>交替に</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>午前9時から午後5時45分まで</p> | 一般職員に同じ | |
| 幼保総合支援 | | 専ら保育所の廃止に伴う引継ぎに | <p>交替に</p> <p>午前7時から午</p> | 一般職員に同じ | 日曜日、4週間を通じて4日、祝 |

| | | | | |
|---|-----|---------------|---|---|
| 室 | | 係る業務に従事する保育士 | <p>後 3 時 4 5 分まで</p> <p>午前 7 時 1 5 分から午後 4 時まで</p> <p>午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで</p> | <p>日法による休日並びに 1 月 2 日, 同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで</p> |
| | 保育所 | 改進黨育所に勤務する保育士 | <p>午前 7 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで</p> | <p>4 週間を通じて 8 日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 3 1 日</p> |
| | | その他の保育士 | <p>午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで</p> <p>午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで</p> <p>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで</p> <p>午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで</p> | <p>日曜日, 4 週間を通じて 4 日, 祝日法による休日並びに 1 月 2 日, 同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで</p> |

0分まで

午前9時から午後5時45分まで

午前9時15分から午後6時まで

午前9時30分から午後6時15分まで

午前9時45分から午後6時30分まで

午前10時から午後6時45分まで

午前10時15分から午後7時まで

午前10時30分から午後7時15分まで

| | | | | | | |
|--|--|--|--------|---|--|--|
| | | | その他の職員 | 交替に 午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで | | |
|--|--|--|--------|---|--|--|

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令の施行の前日から引き続く勤務に関するこの訓令による改正後の京都市職員の勤務時間等に関する規程の規定の適用については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)